

調達要求番号：08-1-2381-0031-0004-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—	仕様書番号	SKS-9-00107
名称	危険物施設法定点検	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	令和7年5月22日
		改正年月日	令和8年4月16日
		海上自衛隊沖縄海洋観測所整備科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊における危険物施設法定点検について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に記載した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

消防法（昭和23年法律第186号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。8.3.27）別紙及び別冊

b) 関連文書

法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導指針について（通知）（昭和62年3月31日）

消防危第23号消防庁危険物規制課長）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

2 役務に関する要求

2.1 履行場所

沖縄海洋観測所（付図1）

2.2 点検箇所

点検箇所は、次による。

a) 一般取扱所第四類第二石油類軽油（70KL×3基）定期点検（付図2）

b) 地下タンクの貯蔵所第四類第二石油類灯油（25KL×1基）定期点検（付図3）

2.3 点検要領等

点検要領については、消防法に基づき実施するほか、次に示す細部要領を実施する。

なお、点検に伴う関係各省庁への手続き及び書類提出は、契約の相手方が行う。

- a) 点検する配管内の残油抜き取り作業は契約の相手方が行い、抜き取った残油については、契約の相手方が手配した貨物車等に一時的に移す。
- b) 抜き取った残油については、点検終了後、可能な限りタンクに戻し、残油をタンクに戻す際は、不純物が混合しない処置を施す。
- c) フランジを取外す際は、官側立会いのうえ、関係バルブの閉鎖を確認した後、作業に取り掛かる。
なお、点検口より残油抜き取り作業及び点検できる箇所については、点検口で実施する。
- d) 配管の取外し箇所は、埋設部直近のフランジとし、直近にバルブのない箇所については、盲板等を取付け、漏油防止を施す。
- e) 点検終了後、取外した配管は、速やかに元の状態に復旧する。

2.4 期間及び時間

契約締結後～令和8年9月30日（水）の間、官側の定める期間とし、時間については、休養日等を除く平日0800～1645を標準とする。

なお、労働安全衛生法に基づく、熱中症対策のための作業時間短縮については、契約の相手方と官側の調整による。

2.5 残さ物の処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、契約の相手方の責任のもとに処分する。

2.6 運転確認

すべての点検確認後に、作動確認を実施し、各部異状のないことを確認する。

2.7 下請負作業

契約の相手方は、履行に際し下請負作業させる場合は、下請負承認申請書（別紙様式24）を作成して監督官経由、契約担当官等へ提出し、承認を得た後下請負作業させる。

3 品質保証

3.1 監督

監督官は、この仕様書に基づく要求事項に適合しているかを、立会い又は書類審査により確認する。

3.2 検査

契約の相手方の責任者及び検査官は提出書類の確認を実施するとともに表1により行う。

表1－検査

番号	検査事項	検査内容	検査時期
1	着工前検査	安全確認	着工前
2	点検箇所修復検査	修復状態	点検作業終了後

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表 2 - 提出書類

番号	書類名	提出時期	提出先	部数	書式等
1	作業工程表	契約締結後速やかに	監督官	1	様式適宜
2	危険物取扱者免状（写）	契約締結後速やかに	監督官	1	—
3	地下タンク等定期点検技術者講習修了証（写）	契約締結後速やかに	監督官	1	—
4	下請負承認申請書	必要の都度速やかに	監督官	2	別紙様式第 2 4 ^{a)}
5	検査報告書	役務終了後速やかに	検査官	1	様式適宜
6	終了届	役務終了後速やかに	検査官	3	別紙様式第 2 9 ^{a)}
注a) 海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第 1 8 3 号。2 7. 3. 1 8）					
注b) 海上自衛隊補給実施要領について（通知）（補本装需第 2 0 7 2 号。1 8. 1 2. 2 7）					

4.2 安全管理

4.2.1 安全一般

- a) 契約の相手方は役務の実施にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、爆発火災、人身事故発生等の絶無を期するため万全の対策を講じる。
- b) 作業員等は役務を完遂するに必要な諸規則に精通し、燃料及び構造について十分な知識と経験を有する者であり、乙種第 4 類危険物取扱者以上の資格取得者及び地下タンク等に係る定期点検技術者講習修了者とする。
- c) 火気の使用は原則として認めない。ただし、諸手続き及び防火等の対策を講じた場合はこの限りではない。
- d) 喫煙は官側の指定した場所で行う。
- e) 作業用具及び保護具等使用工具は全て防爆構造とし、異常の有無について点検整備した後に使用する。

4.2.2 静電気に対する処置

契約の相手方は、静電気による災害を防止するため、次の事項について処置を行う。

- a) 服装は、静電気帯電防止作業服及び静電気帯電防止靴とする。
- b) 人体に帯電した静電気は、作業開始前に確実に除去する。
- c) 天候不良時は、作業を中止する。

4.3 保全等

- a) 海上自衛隊施設内に立入る手続きについては、官側と調整し、作業する従業員は日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者を配置する。
- b) 役務に従事する従業員は、監督官の許可なく資料（電子データを含む。）の複写、増刷等を行わない。
- c) 役務に従事する従業員は、業務上知り得た事項について守秘義務を負い、契約履行中及び契約終了後を問わず、第三者に漏らさない。
- d) 役務の実施にあたり、官側の許可なく、パソコン及び可搬式媒体を海上自衛隊の施設内に持ち込むことを禁止する。
- e) 海上自衛隊施設内での写真撮影を禁止する。役務上必要な場合は、官側の許可を得て行う。

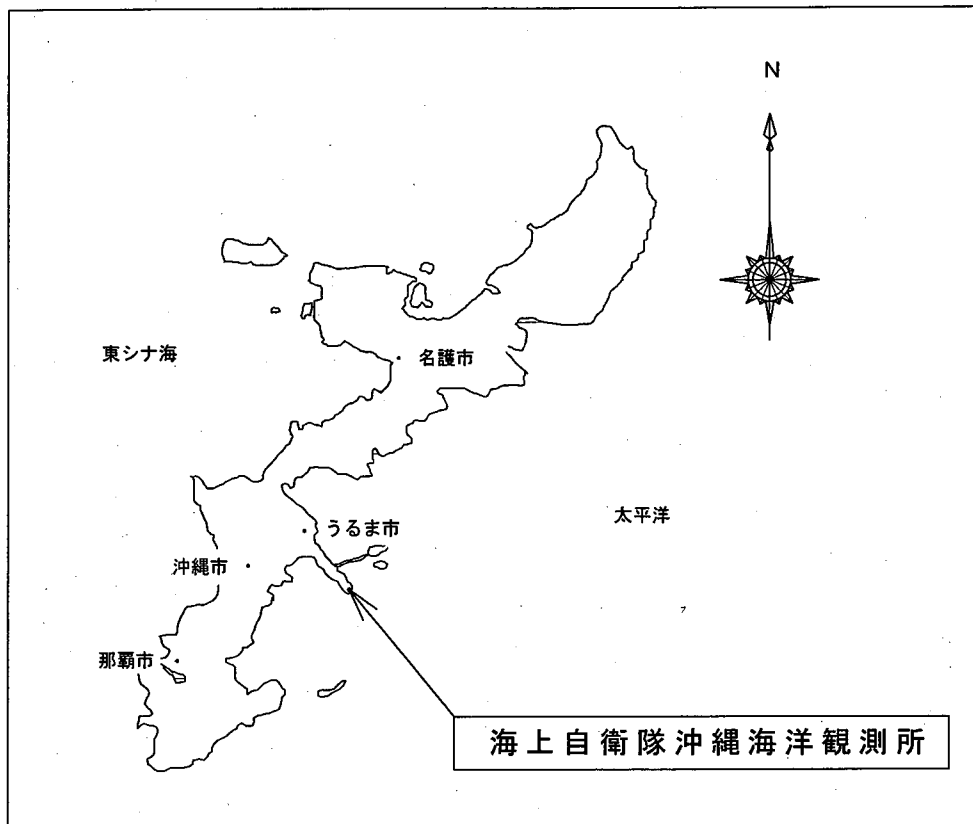
4.4 その他必要な事項

役務請負契約一般条項によるほか、次の事項のとおり。

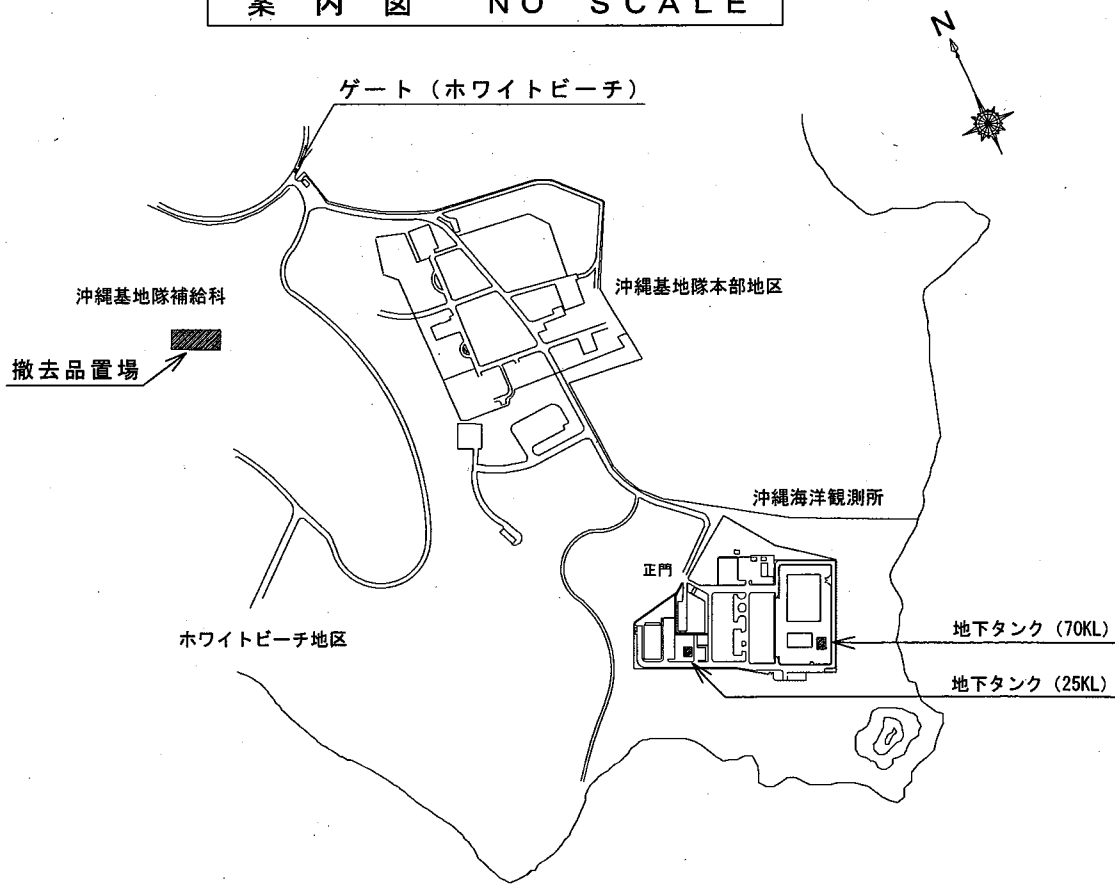
- a) 役務に際しては、官側と調整した後、作業工程表を提出し、工程表に従って作業を行い官側の任務に支障を生じさせないように留意する。
- b) 役務に必要な機材及び器具等はすべて契約の相手方の負担とする。
- c) 契約の相手方の故意又は過失により生じた損傷等はすべて契約の相手方負担で修理する。
- d) 人身事故及び公害等の災害事故防止に対して万全を期し、事故等が発生した場合の責任と補償は、官側の過失等により生じたものを除き、すべて契約の相手方の負担とする。
- e) 役務を実施する上で必要な官公庁への手続きは、官側の承認を得たうえで行う。
- f) 点検終了後は、速やかに提出書類を提出する。

4.5 その他

この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議する。

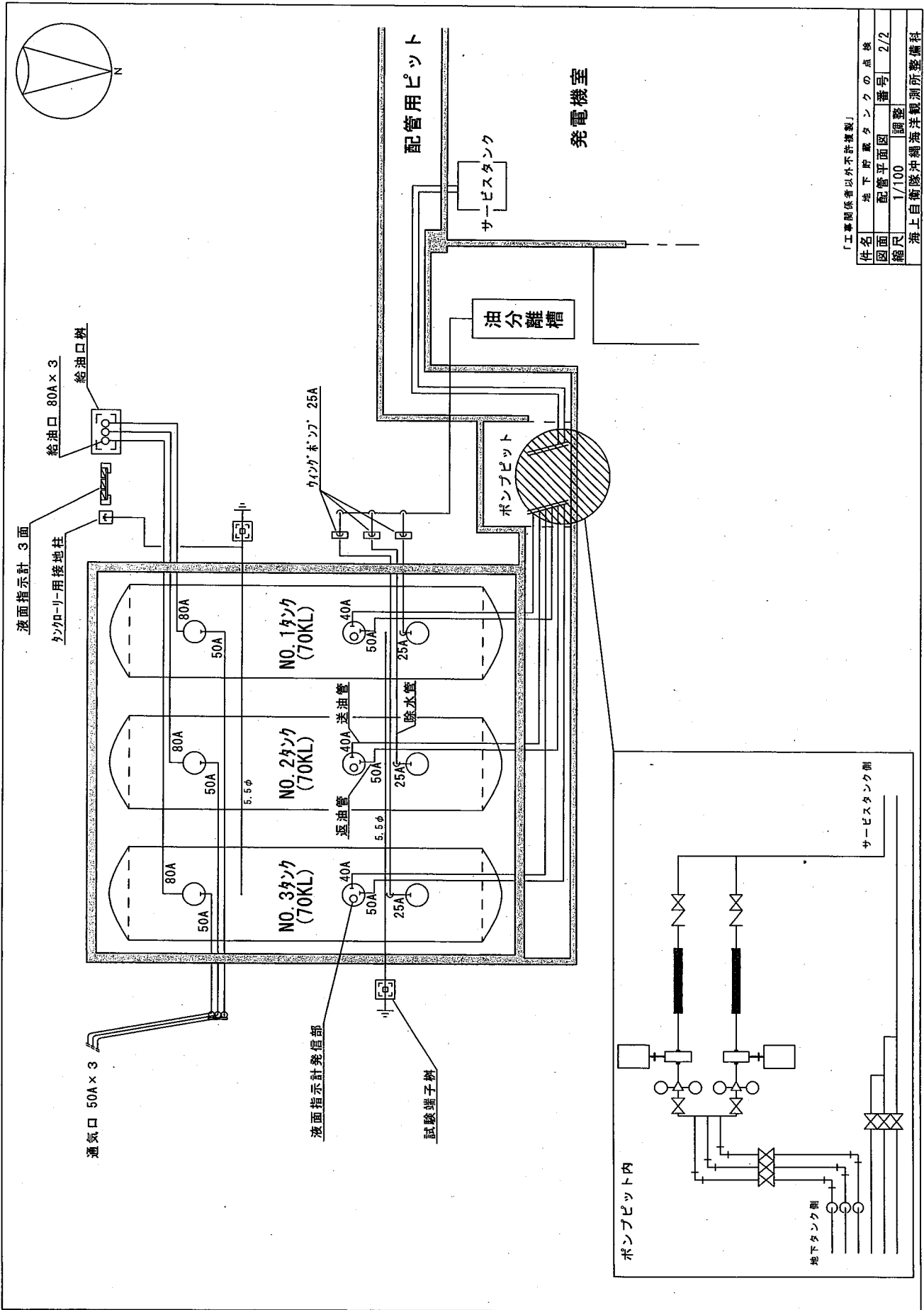


案内図 NO SCALE

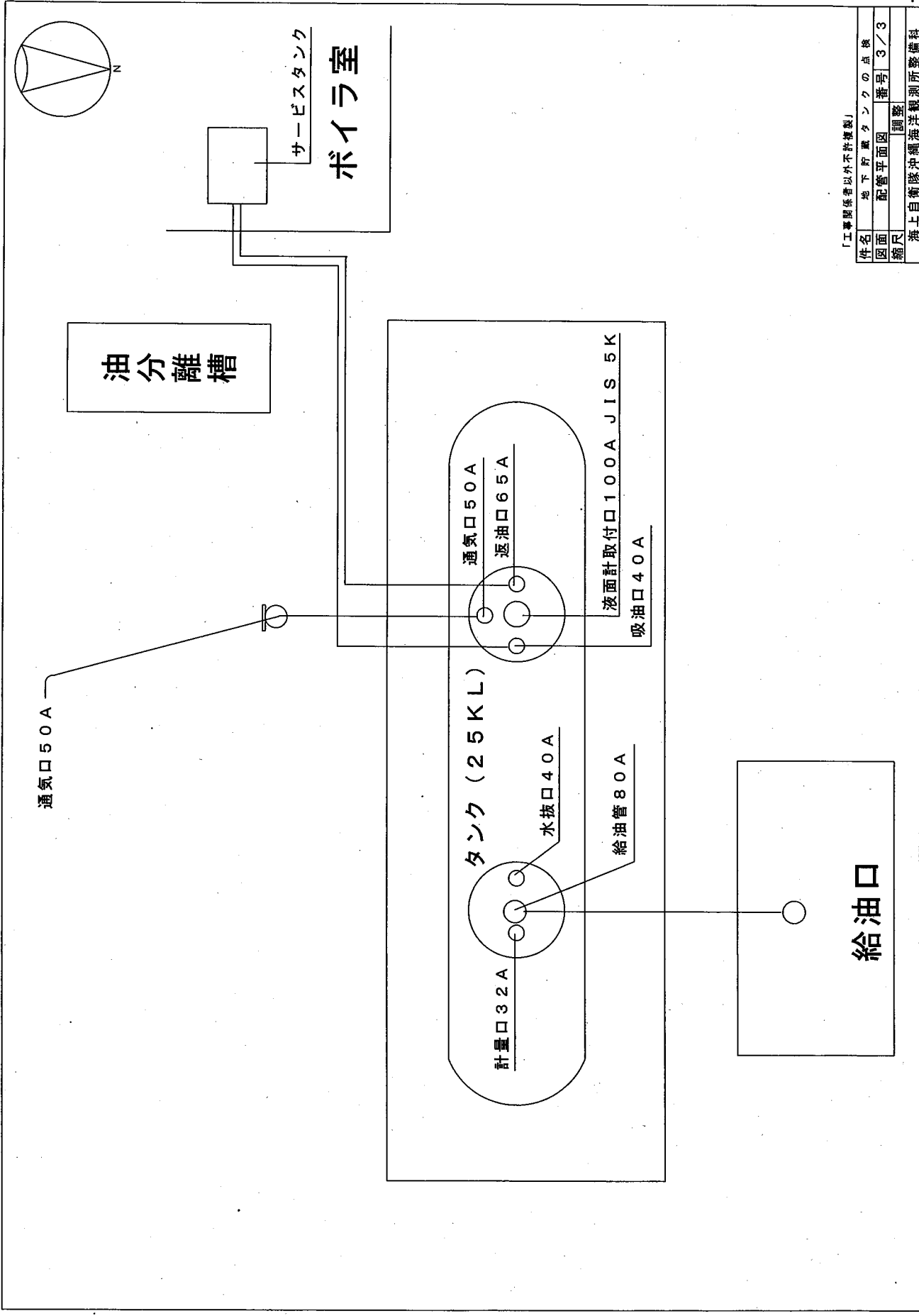


沖縄海洋観測所配置図 NO SCALE

付図1-履行場所



付図 2-1 履行場所 (一般取扱所) 平面図 軽油 (70KL)



付図3-1 履行場所 (地下タンク平面図 灯油25LK)